

「観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト（市外からの担い手確保）」
業務委託に係る提案内容の審査基準と受託候補者の決定について

1 基本的な考え方

事業者が提供する事業内容を総合的に審査するため、提案者からの企画提案書等の書類等に基づき、外部有識者からの意見等を参考のうえ、京都府及び京都市が決定する。

2 評価の方法

(1) 評価項目及び配点

項目	細項目	評価の着眼点	配点
運営力	①業務実施体制	業務実施体制が整っているか。	10
	②迅速性	迅速に業務実施することが可能か。	10
	③運営計画・手法の安全性	運営計画・手法が妥当であり、かつ安全性が高いか。	5
	④情報管理	情報管理の安全性は高いか。	5
		小計	30
企画力・広報力	①就職フェアへの出展	事業の趣旨を踏まえた、具体的かつ効果的な提案となっているか。	10
	②市内企業と首都圏大学等とのマッチング	京都市内企業へ首都圏の大学生等を効果的に誘導できる内容となっているか。	10
	③市内観光関連事業者向け広報	市内観光関連事業者への宣伝・周知方法は優れているか。	10
	④求職者向け広報	求職者への宣伝・周知方法は優れているか。	10
	⑥追加提案	仕様書に定める内容以外の効果的な追加提案はあるか。	5
		小計	45
実績	①類似業務実績	同種業務を行った実績があり、十分な成果を収めているか。	5
府内企業	①府内企業	府内企業であるか。	5
見積額	①経費見積	見積金額及び見積経費項目は妥当か。	15
総合点			100

(2) 採点方法（審査点の考え方）

評価対象の各項目を下記5段階で審査する。

審査	【配点：10点】	【配点：5点】
優れている	10点	5点
やや優れている	8点	4点
普通	6点	3点
やや劣る	4点	2点
劣る	2点	1点

府内企業は、以下の基準により採点類似業務の実績の配点については以下のとおりとする。

審査	【配点：5点】
本拠（本社）が京都府内に所在している。	5点
業務推進の拠点（支店等）が府内に所在している。	3点
本拠や事業拠点が府内にない。	1点

なお、「見積金額及び見積経費項目は妥当か」の評価基準については、以下のとおり定める。

満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※小数点以下第3位を切り捨てる。	
上限価格を超過	無効

(3) 評価方法

評価項目のうち「実績」「府内企業」「見積額」については、客観的評価項目として京都市産業観光局商工部地域企業振興課で採点を行い、その他の項目については、外部有識者が採点及び意見陳述を行った上で、その取りまとめ（平均点の算出等）を同課で行う。

受託候補者決定にあたっては、総合点の最も高い事業者を受託候補者として決定する。